この講習会は、建築物衛生法第12条の6に基づく指定団体事業の一環として、各登録事業者が行う従事者研修が計画的に行われ、かつ研修の水準の確保を図るため、当該事業者の従事者研修指導者を対象とした研修であり、建築物衛生法施行規則第25条の2に基づく研修の実施団体として厚生労働大臣の登録を受けた公益社団法人全国ビルメンテナンスの指導の下、一般社団法人静岡県ビルメンテナンス協会が開催するものです。

令和2年11月26日（木）、静岡市にある静岡市産学交流センター（ペガサート7F）で新規受講者11名、再講習者29名、合計40名の受講者に対し実施いたしました。

例年10月初旬に案内を行っておりますので、関連文書は当協会のホームページで御確認ください。

　　　　　　